

火山防災対策に係る具体的な検討 について

令和8年9月18日
火山防災対策会議(第22回)

当面の火山防災対策会議での具体的な検討テーマ

- 第17回火山防災対策会議(令和6年6月25日)における議論を踏まえ、以下のとおり火山防災対策会議の具体的な検討テーマを再設定。

1. 火山調査研究推進本部との連携

- ・ 火山調査研究推進本部とも連携し火山防災対策の推進方策について検討

2. 避難対策

- ・ 火山災害時等に市町村長が適切な判断ができるような体制（災害発生時等の判断に必要な知見を有する様々な分野の専門家と地方公共団体との顔の見える関係構築や現地災害対策本部の設置等）について検討
- ・ 検討にあたっては、避難時のみならず、避難生活支援や生活再建等も見据え、帰還時の体制等についても考慮

3. 人材育成

- ・ 火山防災に携わる行政職員や、地域の火山防災対策に資する人材、住民へ火山防災を適切に伝えるサイエンスコミュニケーター等の人材の育成方法や活用の仕組み等について検討

4. 普及啓発・広報

- ・ 災害や経験談の伝承や、サイエンスコミュニケーターによる普及啓発、ジオパーク活動を活用した防災教育等効果的な普及啓発手法について検討
- ・ 火山災害時における広報のあり方についても、火山調査研究推進本部との連携も踏まえて検討

火山調査研究推進本部との連携

- 機動観測の円滑化に向けた調整

機動観測の円滑化に向けた調整

- 機動観測は火山災害対策を検討するにあたっての基礎となる、極めて重要な活動であり、機動観測を実施する主体としては、火山の監視・警報を実施する気象庁及び火山調査研究推進本部の方針に基づいて防災科学技術研究所に設置され、大学等と連携して調査観測を行う「機動的な調査観測・解析グループ」等が挙げられる。
- 一方、機動観測の実施にあたっては、地元の市町村の火山防災対策として立入が規制されている区域へ立ち入る必要性が生じる場合もある。
- このため、各地の火山防災協議会に対し、立入規制区域で機動観測が円滑に実施できるようにするため所要の手続を定める等、内閣府・文部科学省・気象庁連名で依頼を実施

機動観測実施時における立入規制区域への立入等に係る手続について



機動観測

噴火など火山活動活発時等には、今後の活動の推移を適切に評価することを目的として、気象庁や研究者等が火山に立ち入り、臨時的な火山観測を行うことがあり、これを「機動観測」という。この機動観測は、その時の状況に応じて活動が活発な区域・観測種目を選定し、期間を限定して集中的に観測し、現在及び今後の火山活動を評価する上で貴重な観測データを得ることができる。すなわち、この機動観測は、周辺住民の避難など火山災害対策を検討するにあたっての基礎となる、極めて重要な活動である。

機動観測を実施する主体としては、火山の監視・警報を実施する気象庁及び火山調査研究推進本部の方針に基づいて防災科学技術研究所に設置された「機動的な調査観測・解析グループ」等が挙げられる。

※ 火山に関する総合的な評価のための機動観測を効果的・効率的に実施するため、大学、研究機関、関係行政機関が参画するグループ。

機動観測実施時における立入規制区域への立入等に係る手続

一方、機動観測の実施にあたっては、地元の市町村により立入規制されている区域へ立ち入る必要性が生じる場合もある。

※ 立入規制区域外の観測データ等のみでは十分な火山活動の評価が出来ず、立入規制区域内の活動状況を詳しく調査する必要がある場合など。

そのため、機動観測を実施する各主体は、規制区域への立入に先立ち、機動観測の実施について市町村に説明し立入の許可を受けた上で、機動観測を実施することとしている。

各地の火山防災協議会・関係市町村等におかれましては、機動観測の重要性につきご理解の上、立入規制区域への立入に係る申請・許可の手続について予め定めておく等、機動観測が円滑に実施できるよう、ご配慮・ご協力をお願いいたします。

17

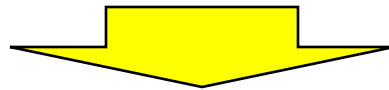
各協議会における措置例

岩手山火山防災協議会（令和7年7月より施行）

- 岩手山は、令和6年10月に噴火警戒レベルが1→2に引き上げられたことに伴い立入規制を行っていたため、機動観測実施にあたり、火山防災協議会が中心となり、関係市町村、盛岡地方気象台が協議して、機動観測を行う者が立入規制区域に立ち入る場合に必要となる事項を要領として定めた。
- 当該要領においては、以下の事項を定めている。
 - ・立入の許可条件として機動観測を行う場合を明記。
 - ・許可申請時に、立入日時・場所、目的、立入者、連絡先等を、指定の様式により提出。（共通）
 - ・立入に係る情報は、火山防災協議会を通じ、関係市町村、地元警察・消防、気象台等に提供。
- 火山調査研究推進本部の方針に基づく「機動的な調査観測・解析グループ」による機動観測についても、当該要領に則って実施された。

霧島山火山防災協議会（令和8年4月より施行）

- 霧島山の警戒区域への立入りに関する要領を令和8年3月26日に作成。
- 災害応急対策としての警戒区域への立入許可を求める者に対し、市町への許可申請及び警戒区域への立入り等の際に必要な手続きを規定。（HPにて公表済み）
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/4620/4620_20260330211227-1.pdf



引き続き、火山調査研究推進本部と連携し、
各協議会での取組状況を注視するとともに、
手続の策定を検討する協議会に対し情報提供・助言を行う等の支援を実施していく。

避難対策

- 全国の協議会関係者の連携強化の取組

全国の協議会関係者の連携強化の取組（火山防災協議会等連絡・連携会議等）

- 全国の火山防災協議会の間で、火山防災対策に係る取り組みに関する情報交換等を行うとともに、関係機関と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討。
- 平成24年度から毎年1回、火山防災協議会等連絡・連携会議（全国会議）を開催。各火山地域の火山防災対策における取組事例紹介、火山防災エキスパート等の有識者との意見交換、関係省庁からの情報提供等を行う。
- 平成28年度から毎年1回、火山防災協議会に参画する火山専門家等の連携会議（専門家会議）を開催。協議会の火山専門家等が参加し、専門家の連携を強化するとともに取組の共有等を行う。
- 平成29年度から新たな取り組みとして地域グループ等の会合を開催。新任者等グループ会合と、テーマ別会合を実施し、地域内で共通している課題の検討等を行う。

全国会議について

事例紹介、有識者との意見交換、図上演習（訓練）、現地見学等を実施。
第14回は約6年ぶりに対面参加者を迎え、二部制での開催とした。

第一部：令和7年11月26日（ハイブリッド開催）290名が参加（うち対面参加33名）

第二部：令和7年11月27日（対面開催）対面で48名が演習に参加

専門家会議について

有識者との意見交換、事例紹介等を実施。

- 第10回：令和7年11月27日（ハイブリッド開催）
火山専門家26名が参加（うち対面参加6名）

地域グループ等の会合について

火山防災行政に係る解説、火山専門家等による講話、
火山地域による取組事例紹介、意見交換等を実施

- 新任者等グループ会合：令和8年5月19日（オンライン開催）
- 避難促進施設指定および避難確保計画作成の支援に係るグループ会合
：令和8年3月5日（オンライン開催）



有識者との意見交換



火山地域における取組紹介



図上演習（訓練）



現地見学会

火山防災協議会等連絡・連携会議の対面開催

- 令和7年11月の火山防災協議会等連絡・連携会議は、更なる意見交換の活性化を図るため、約6年ぶりに対面参加者を迎えて開催。
- 関係機関の対応事例や役割を実践的に確認するため、対面参加者による図上演習も実施。噴火シナリオに合わせて各機関のとるべき対応について小グループに分かれて議論し、その結果を議場で共有。
- 他地域の関係機関と対面で意見交換できたことに対する好意的な意見のほか、自治体の参加者を増やしてほしいといった次回開催に対する要望もあった。

開催形式に関する参加者の主な意見（アンケート結果から抜粋・要約）：

- ・（対面参加ではなかった）近隣自治体にも声かけして一緒に対面参加できるようにしたい。
- ・持ち回りで地元自治体や火山関係施設等での対面開催、現地視察も含めると面白い。
- ・自治体参加者を増やす観点からは、日程などの情報について、早い時期での確定・周知が重要。

訓練実施に関する参加者の主な意見：

- ・対応経験のある自治体の参加者の話は参考になった。
- ・他の火山での対応や悩みが共通している部分もあり、そうしたことを訓練を通じて感じられたことは、訓練実施時の状況付与などにおいて役立つ。
- ・今回は様々な機関の方が対面で集まって開催されたことによって、実りある訓練となった。

<第一部開催の様子>



<第二部開催の様子>



※第一部：令和7年11月26日（ハイブリッド開催）
290名が参加（うち対面参加33名）
第二部：令和7年11月27日（対面開催）
対面で48名が図上演習に参加

○参加者の意見も踏まえて、今年度の開催に向けて以下のように準備。

- ・対面参加が増えるよう、開催時期を早めに確定し、周知。（令和8年11月16日～17日に開催予定）
- ・（全国会議は東京で開催するが）地域等グループ会合は東京以外の火山地域現地での開催を検討中。

人材育成

- 令和 8 年度人材育成に関する関係省庁の主な取り組み
- 即戦力となる火山人材育成プログラム
(東北大学、山梨大学)

令和8年度人材育成に関する関係省庁の主な取り組み

火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成のため、関係省庁において研修等を実施

研修名	所管省庁等	対象 ※研修毎に受講・応募条件の違いあり				
		国	自治体	民間	研究者	地域住民
火山防災研修	内閣府	○	○	○	○	
防災スペシャリスト養成研修 有明の丘研修 防災基礎コース	内閣府	○	○	○		
V-LEAD ¹⁾ における 火山ハザード対策研究人材育成事業	文部科学省 (東北大学)				○ (研究者を 目指す大学 院生)	
即戦力となる火山人材育成プログラム① 火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供	文部科学省 (東北大学, 山梨大学)	○	○	○	○ (修士課程 に在学する 学生)	
即戦力となる火山人材育成プログラム② 関連分野の研究者等の火山研究への参画推進	文部科学省 (東北大学, 山梨大学)				○	
即戦力となる火山人材育成プログラム③ 火山実務者 ²⁾ への火山の専門知識・技能の取得支援	文部科学省 (東北大学, 山梨大学)	○	○	○		
地震・津波・火山・斜面災害に関する 自治体職員研修プログラム	産業技術総合研究所		○			
eラーニング 火山災害から命を守る	気象庁	○	○	○	○	○

1) 火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト (Volcanic hazard research and Leadership in EducAtion and human resource Development)

2) 火山業務、火山災害対応の担当職員・社員。「実務者」あるいは「火山実務担当者」と呼称される場合もある。

火山災害対応に関わる実務者向けの研修

火山に特化

火山専門人材の育成・継続的な確保

◆ 火山防災研修【内閣府】

対象：国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、及び火山防災協議会の構成員となっている機関の職員並びに大学教員等

形式：オンデマンド

内容：火山に関する基礎知識から避難計画作成、訓練実施、ハード対策の考え方まで、幅広く身に付ける。

◆ 即戦力となる火山人材育成プログラム【文科学（東北大学、山梨大学）】

対象：火山業務を担当する（可能性を含む）職員・社員等（東北大学）、火山災害対応に関わる実務者（山梨大学）

- 火山実務担当者支援事業（東北大学）

形式：対面のセミナー、eラーニング

内容：主に火山現象に関する基礎的な専門科学知識から高度な専門知識までを学ぶ。

- 実務者人材育成コース（山梨大学）

形式：オンデマンド講座、実地研修

内容：火山防災の基礎や実践的な技能を身に付ける。

火山を含む防災全般

災害対応能力の向上、防災対策への活用

◆ 防災スペシャリスト養成研修 有明の丘研修 防災基礎コース【内閣府】

対象：国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、被災者援護協力登録団体、災害中間支援組織及び社会福祉協議会の職員

形式：オンデマンド

内容：防災や災害対応の基礎を学ぶ。選択講義の1つが火山関係。

※ 防災や災害対応について専門性の高い内容を学びたい場合、「防災基礎コース」とは別に「災害対策コース」「組織運営コース」がある。（いずれもオンデマンド講義＋対面演習）

◆ 地震・津波・火山・斜面災害に関する自治体職員研修プログラム【産総研】

対象：自治体職員

形式：対面（オンライン併用）の講義、自治体の取組紹介、現地見学会

内容：災害現象の基礎と最新知見を学び、研究者と自治体の防災担当者間の知識・情報を共有する。講義の1コマが火山関係。

※赤字は前スライドの「民間」に相当する対象を、より詳細に示したもの。

火山に関する研究者/一般向けの取組

○研究者（研究者を目指す学生や社会人を含む）向け

・ V-LEADにおける火山ハザード対策研究人材育成事業【文科省（東北大学）】

→ 主に大学院生向けの人材育成プログラムを通じて、高度な火山研究者を育成する。

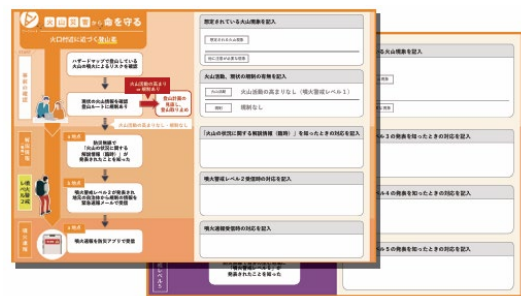
・ 即戦力となる火山人材育成プログラム【文科省（東北大学、山梨大学）】

→①火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、②関連分野の研究者等の火山研究への参画推進に関する取組あり。大学毎の特徴は後述。

★一般向け

・ eラーニング 火山災害から命を守る【気象庁】

→ 公表済みのeラーニング教材（動画・ワークシート）を用いて、火山災害から命を守るための基本的な知識や取るべき行動を学べる。個人学習だけでなく自治会や学校などでも活用可能であり、記入したワークシートを持ち寄ってのグループワークについての解説資料もある。



命を守るための
基本の知識を身に付ける

約20分

火山災害について…

「どんなことが起こる？」がわかる
「どこが危ない？」がわかる
「どう情報を使えばいい？」がわかる
「何をしたらいい？」がわかる



動画教材
を視聴

いざというときのために
「防災対応」を整理

約30分

火山周辺での…

「災害リスク」がわかる
「避難場所」がわかる
「情報を見聞きした時の対応」がわかる
「日頃からの備え」がわかる



ワークシート
に記入

作成したワークシートを
持ち寄って、意見交換

約30~40分

みんなと…

意見交換して、自分の防災対応を再確認！
様々な意見を聞いて、より理解を深める！
WEB 会議などのツールも活用して、
みんなが取り組みやすい方法で実施。



グループワーク
を実施

文部科学省支援事業 即戦力となる火山人材育成プログラム(東北大学)

○社会人大学院生等支援事業 (令和8年度前期は若干名を募集)

火山研究分野以外の修士課程修了者や、1年以上の勤務歴のある社会人の方が大学院博士課程に進学/編入学する際、研究活動を円滑に実施できるように研究に必要な経費を提供するとともに、研究に専念できるように経済的支援を行う。

○関連分野研究者共同研究事業 (R6: 16件、R7: 7件、R8: 6件を採択)

火山研究を専門としていない地震学・地質学・地球物質科学・その他関連分野の研究者(以下、関連分野研究者)等の独自の発想や技術を生かし、単独研究あるいは火山研究者との共同研究を促進する。新たな研究分野の開拓や火山研究の深化を進め、関連分野研究者と火山研究者の交流を深めるため、成果報告シンポジウムを年1-2回開催。

○火山実務担当者支援事業

国・地方公共団体・民間企業・各種団体等の火山業務を担当する、あるいは担当する可能性のある職員・社員等(以下、火山実務担当者)に、「火山学及び火山防災の知識力」並びに「科学的知見を防災に生かす力」を育むプログラム(「年1回程度のセミナー(対面)」+「eラーニング」)を提供。

火山研究者を目指す社会人等への
学び直し機会の提供

リスキリングで火山研究者に

社会人大学院生支援事業

研究費として年額30万円、研究奨励費(生活支援金)として月額10万円を支援。

博士号取得後には火山研究や火山防災の分野で即戦力となる火山研究者の育成に資することが期待。

火山研究者の
育成

=

火山防災

地震学・地質学・地球物質科学・その他関連分野の研究者等の
火山研究への参画推進事業

異なる視点で斬新な火山研究

関連分野研究者共同研究事業

公募条件として、研究期間は1年または2年、研究経費は1研究課題につき総額300万円以内(必要な場合には500万円まで申請可)。

成果報告シンポジウムでは、火山研究に関する基調講演などを含めることにより、関連分野研究者の「火山学及び火山防災の知識力」や「火山研究の課題を解決する力」を養成。

自治体・民間企業職員の
火山防災担当者・火山防災実務担当者を支援

火山防災の現場を科学でサポート

火山実務担当者支援事業

eラーニングでは「火山の概観と噴火現象」「マグマの移動や噴火に関連する現象・噴出物」を主題に高度な専門知識を提供し、「核となる火山実務担当者」として活躍できるよう育成。

セミナーでは講師を派遣し、火山現象の基礎的な知識から実際の噴火時の話題等を提供することで、基礎的な専門科学知識をもった火山実務担当者を育成。

文部科学省支援事業 即戦力となる火山人材育成プログラム(山梨大学)

○コース1：大学院博士後期課程幹旋コース（定員：若干名）

修士課程在籍中の学生や修士課程修了後の社会人を対象に、火山学、火山実務に係る学び直しの機会を提供し、博士後期課程への進学を後押しするプログラム。博士課程進学後のフォローアップ期間には講義やセミナー、国内外の火山での研修・実習の機会を提供。

○コース2：共同研究コース（R7：3件、R8：3件を採択）

土木学、情報学、社会科学など、火山学に関連する多様な分野からの参入を促進するため、公募研究を募集・公開審査の上で実施。採択者には研究費（2年間、年間50万円を上限）を提供し、火山研究の更なる拡大を図る。

○コース3：実務者人材育成コース（定員：15名程度）

国、地方公共団体、民間企業・団体等において、火山災害対応に関わる実務者を対象として、火山学、火山実務の学習機会を提供し、より実践的な火山災害対応が行える実務者人材を育成することを目的とした養成研修を実施。

「火山対策士(中級・上級)」の育成 (実務者人材育成コース)

火山現象、法制度、地域防災計画・避難計画、普及啓発・訓練、噴火時の災害対応などを体系的に学び、平時の備えから噴火時の対応までを担う実務者を育成。

中級

オンデマンド講座（中級30講座）＋
実地研修
→ 地域の火山防災を実務として担
える

上級

オンデマンド講座（上級34講座）＋
実地研修
→ 噴火対応から復旧・復興までを
見据え、訓練などを主体的に企画・
実施できる

修了者には山梨大学から「火山対策士」の称号を付与

「このプログラムは一方的に教える場ではなく、参加者とともに学び合い、各地域の火山対応の特色を共有しながら、全国に細やかな火山防災ネットワークを築く試みです。」

プロジェクト代表者挨拶より抜粋・引用

山梨大学 地域防災・マネジメント研究センター
武藤慎一 センター長

文部科学省での火山人材育成の取組

○次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト (H28～R7)

- (1) 「次世代火山研究推進事業」の「観測・予測・対策」の一体的な火山調査研究を行う場で、「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」として、分野横断的な知識と技能を有する火山研究者・火山専門人材を育成。
- (2) コンソーシアムと教材アーカイブを事業終了後も維持・活用
- (3) 修了生は大学・研究機関等のみならず、関係省庁、自治体等にも多数就職。

【次世代火山研究者育成プログラム受講生】

令和7年度までに**209名**の受講生（主に修士課程学生）を受け入れ

202名の修了生（令和8年3月末までの基礎コース修了生）のうち、
修了後約1年以内の就職者数を計上（2026年4月1日時点）
※気象庁へは、プログラム参画者が、研究員・民間企業経験等も経て、28名が入庁

〈プログラム修了生の就職先（2026年4月1日時点）〉

就職先	大学	防災科学技術研究所等	気象庁	国土地理院	文部科学省	国の機関	地方自治体	教員	民間 〔防災・地球科学〕	民間 〔材料・情報他〕	合計
就職者数	22	4	25※	3	2	5	8	2	39	44	154

研究
+ 人材

研究の社会還元に向けた研究人材育成を強化

火山調査研究と火山調査研究人材育成の総合事業から
火山ハザードにむけた研究と人材育成の総合事業へ

人材

実務者向けの知識・技能取得支援を強化

火山調査研究人材育成で培った教育体制やプログラムを活用し、
火山即戦力となる人材育成に特化した事業へ展開

○火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト（V-LEAD）（R8～）

火山活動状況に応じた火山ハザード対策における啓発活動・避難行動を支援する高度な科学的知見を創出、知見に基づき対策の立案・運営などに貢献できる高度研究人材を育成。

＜採択機関の決定(R8.3)＞

事業	火山ハザード対策研究推進・開発事業	火山ハザード対策研究人材育成事業
代表機関	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	国立大学法人東北大学
概要	効果的な火山評価の実現、火山噴火即時把握や火山ハザード対策に資する技術の開発。	火山ハザード対策に貢献できる、専門性、学際性、企画・立案能力を有する高度な火山研究者を育成。

○即戦力となる火山人材育成プログラム（R6～）

- ①火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、
②関連分野の研究者等の火山研究への参画を推進、③火山実務者への火山の専門知識・技能の取得支援の機会を提供。



東北大学大学院理学研究科



山梨大学大学院総合研究部附属地域防災・マネジメント研究センター

1. 施策の背景

- 令和5年に「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が改正され、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととされた。

2. 施策の内容

① 火山防災人材の確保

- 内閣府が、火山防災に関して専門的な知識・経験等を有する人材を「火山防災専門人材」として証明。
- 「火山防災専門人材」の証明を受けた者を地方公共団体(※1)が雇用(特定任期付職員・特別職非常勤職員)した場合の人件費等については、**特別交付税措置(※2)の対象**とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額又は**380万円**のいずれか低い額。1団体1名が上限

(参考)「火山防災専門人材」の証明要件

次の要件1及び2をいずれも満たすもの(※3)

1 次に掲げる研修をいずれも受講している者

(1) 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」(全10コース) **(※4)**

(2) 内閣府「火山防災研修」

(※3) 内閣府が、火山防災を研究する学部、専攻科又は大学院における火山防災の教授又は准教授の職に在った期間が通算して5年以上になる場合など、火山防災において十分な能力を有すると認定した者は、要件1に規定する研修を受講した者として取り扱うこととする。

(※4) 地域防災マネージャーの証明を受けていれば、防災スペシャリスト養成研修受講済相当の能力を有していると判断する。

2 次に掲げる防災実務経験のいずれかを有する者

(1) 博士号(理学系・工学系)取得者」かつ「国、自治体等の火山防災関連の委員としての委嘱期間がのべ1年以上」

(2) 「国の行政機関職員の課長補佐相当職以上」かつ「防災行政経験5年以上」

② 火山防災人材の育成

- 地方公共団体(※1)の職員が火山防災に関して専門的な知識を有する人材として育成する上で必要となる経費(研修費等)について、**特別交付税措置(※2)の対象**とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額

実施目的： 火山防災対策を進めるにあたっては、防災分野全般の知識に加えて、火山に関する専門的な知識も求められる。そこで、各地方公共団体等における火山防災を担う人材を育成することを目的に研修を実施する。

対 象 者： 国・地方公共団体・指定公共機関・**指定地方公共機関及び火山防災協議会の構成員となっている機関**の職員、大学教員 等

※火山防災専門人材として証明を受ける予定の者に限らない。

実施形式： オンデマンド形式(オンラインでの講義動画の視聴及び習熟度テスト)

実施時期： 令和8年5月18日(月)～令和9年3月12日(金)

内 容

- 火山研究にまつわる経験談
 - 火山防災業務概論
 - 噴火警報・噴火警戒レベル
 - 火山地域のハザードマップ
 - 避難計画作成の考え方
 - 訓練実施の考え方
 - 火山災害の減災対策
 - 過去の災害事例
 - 観光や事業との両立
- 等

受講申込form



令和9年2月26日まで

詳細は、研修ホームページ(<https://www.kazan-kenshu.go.jp/index.html>)をご確認ください。

普及啓発・広報

- 専門家による火山地域への支援
- 火山防災の日に関する取組
- 教育現場等への働きかけ
- 普及啓発に関する取組一覧

（現状・課題）

- ・ 現在活動が活発でない火山では、活火山であっても忘れられてしまうなどの課題がある
 - ・ 火山災害の体験談などを伝承し、他の火山地域にも生かしていく活動が十分できていない
 - ・ 火山現象や火山活動について、住民に怖がらせずに正しく伝えることが難しい
- ⇒普及啓発については、災害や経験談の伝承、住民へ火山防災について適切に伝えるサイエンスコミュニケーターの育成・活用、ジオパーク活動を活用した防災教育等、より効果的な仕組みや伝達方法等について検討する必要がある。

専門家による火山地域への支援（火山防災エキスパート制度）

- 地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者（火山防災エキスパートや火山災害対応経験者）を火山地域へ派遣
- 講演や避難訓練の講評等において、実際に地方公共団体や国の機関で噴火時等の防災対応に当たった経験や、火山現象やハザードマップ等に関する専門知識を提供することにより、各火山防災協議会の火山防災対策の取組を支援

【支援内容】

- ・地方公共団体等の職員への研修
- ・防災訓練の企画、実施の支援
- ・協議会等の運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援
- ・住民等への啓発活動の支援 等

【派遣実績（平成21年10月～令和8年3月）】

- 全国の火山地域へ計87回の派遣を実施

過去の派遣に係る活動報告は、内閣府ホームページ

(<https://www.bousai.go.jp/kazan/expert/zisseki.html>) に掲載



図上訓練（御嶽山）

派遣時の様子



講演（富士山）

【内閣府火山防災エキスパート（令和8年4月現在）】 【火山災害対応経験者（令和8年4月現在）】

岩田 孝仁（静岡大学防災総合センター 客員教授）
杉本 伸一（雲仙岳災害記念館 館長）
田鍋 敏也（北海道壮瞥町長）
三浦 秀明（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）
島田 明夫（東北大学名誉教授）
大野 宏之（一般社団法人全国治水砂防協会 理事長）

米満 義人（元宮崎県危機管理担当主幹）
徳田 純（元霧島市危機管理監）
稗田 実（長野県王滝村総務課総務課長補佐）
高木 洋（元阿蘇市総務部長）
山口 真司（政策研究大学院大学 教授）
南沢 修（山梨大学大学院総合研究部工学域土木環境工系 特任教授）

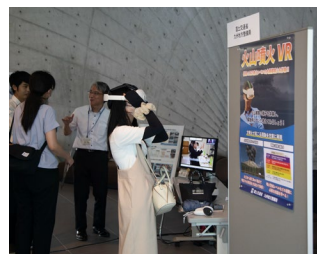
火山防災の日に関する取組

令和5年の活動火山対策特別措置法の一部改正（令和6年4月施行）により、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」と定められた。これを踏まえ、関係機関とも連携しながら、国民の火山防災意識の向上・定着に資する普及啓発に取り組んでいる。

○「火山防災の日」啓発イベントの開催

「火山防災の日」に関連して、国民の間に広く火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、内閣府でも「火山防災の日」啓発イベントを開催。第3回となる今年は桜島火山防災協議会と共に鹿児島市で開催。

また、自治体等への聞き取りを踏まえ、全国の火山防災に関連するイベントを一覧表にして内閣府HPに掲載。



【会場内の様子】
・火山噴火VR
（左・中央写真）
・パネル展示
（右写真）

「火山防災の日」普及啓発イベント2026

開催日時：令和8年8月22日（土）

開催場所：鹿児島大学 稲盛会館（鹿児島市）

テーマ：「火山防災」を踏まえた地域防災力の強化

主催：内閣府（防災担当）、桜島火山防災協議会

共催：火山調査研究推進本部、気象庁、国土地理院

基調講演や事例紹介、パネルディスカッションの他、パネル展示や各種広報物の配布等を実施。

会場・オンライン合わせて約200人が参加。



【イベント中の様子】



基調講演
鹿児島市
桜島火山防災研究所長
井口 正人 氏



事例紹介
壮警町長
田鍋 敏也 氏



事例紹介
雲仙岳災害記念館館長
杉本 伸一 氏

【パネルディスカッション】（C：コーディネーター、P：パネリスト）

①鹿児島市 桜島火山防災研究所長 井口正人氏（C）

②鹿児島大学 地域防災教育研究センター 防災教育部門長
黒光貴峰氏（P）

③熊本大学 副学長・先端科学研究部教授 竹内 裕希子氏（P）

④NPO法人桜島ミュージアム 理事長 福島大輔氏（P）

⑤アイドルグループ「僕が見たかった青空」 リーダー 塩釜菜那氏（P）



<8月26日「火山防災の日」の由来>

日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった明治44年（1911年）8月26日を由来とする。国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされている。

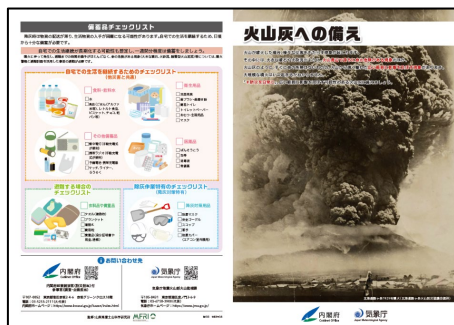


浅間火山観測所



関係省庁で連携した教育現場等への働きかけ

内閣府や気象庁、文部科学省で作成した、火山災害から命を守るための基本知識や、状況に応じた行動を学べる普及啓発資料の活用について、関係省庁連名で教育委員会等に対して周知依頼を実施した。



リーフレット※ ※日本語を含む15言語に対応
『火山灰への備え』(左)、『火山への登山のそなえ』(右)



<https://www.bousai.go.jp/kazan/kouhaitaisaku/index.html>



https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan_sonae/index.html

マンガ冊子
『火山災害への備え
— 知っておきたい火山現象と対策 —』



<https://www.bousai.go.jp/kazan/kouhaitaisaku/index.html>



動画
『富士山の大規模噴火
と広域降灰への対策』

https://www.cao.go.jp/lib_012/taisakumovie.html



eラーニング教材
『火山災害から命を守る』

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-svd-el/kazan/kazan.html>

eラーニング教材は
こちらから



※気象庁 防災教育に使える副教材・副読本ポータル
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/fukukyouzai/index.html>



内閣府における普及啓発に関する取組

- 先述の取組のほか、ホームページでの一般向け普及啓発資料の公表、防災イベントでのブース出展や講演などを実施。

○ホームページでの普及啓発(火山)

- 映像資料：火山噴火による被害と対策(登山者編/避難促進施設編)、火山防災エキスパート講話集「火山災害対応からいま伝えたいこと」等
https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html
- 歴史災害の教訓報告書 等
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/saikyoushiryo.htm>

【火山噴火による被害と対策】

～イメージ～
噴火で警戒すべき現象

登山者編
登山中に噴火に遭遇した際の行動、火山情報の収集や登山届の提出等の事前対策について解説していく。
日本山岳・スポーツクライミング協会副会長*尾形好雄さんによる解説
(*聞き手は撮影当時のもの)

避難促進施設編
避難促進施設における利用者の噴火時等の安全対策のための、事前の確認事項や日々の備えについて解説していく。
洞爺湖有珠火山マイスター 川南恵美子さんによる解説

火山登山者向けの情報提供ページ(気象庁)

施設位置や避難経路などの確認

【教訓報告書の一例】

1707年
富士山宝永噴火



富士山宝永噴火之図
(静岡県御殿場市滝口文夫氏蔵)

1783年
天明浅間山噴火



浅間山夜分大焼之図
(美斎津洋氏蔵)

1990-1995年
雲仙普賢岳噴火



撮影 杉本伸一
1992.9.27

○防災全般に関するパンフレット

- ①「みんなで減災」、②「世代別防災教材」(こども用、大人用)、③「災害体験集」、④「日本の災害対策」等

① **みんなで減災**
【防災を日常に】
【火山災害への備え】

② **世代別防災教材**
こども用: 知って 備えて 行動する 防災ワークブック
大人用: 知って 備えて 行動する 防災ワークブック

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/pdf/minna_web2026_all.pdf

③ **地震 噴火 津波**
災害を語りつく
～災害を生き抜いた人々の証～

④ **日本の災害対策**
Disaster Risk Reduction in Japan

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukun/nokeishou/pdf/saigaiwokataritsugu_a4_201203.pdf

https://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaiamphlet_je.pdf

内閣府における普及啓発に関する取組

- 先述の取組のほか、ホームページでの一般向け普及啓発資料の公表、防災イベントでのブース出展や講演などを実施。

○SNSでの情報発信

「火山防災の日」や最新の火山情報、歴史的な大規模噴火等に関する周知 等



○イベント対応

- 自治体、JICA等の研修における講師対応
- 民間の講演会、シンポジウム、セミナー等での講演 等



R8.8.26 国際シンポジウム
共催：山梨県富士山科学研究所、JICA
北海道（札幌）、内閣府、鹿児島市



民間企業から依頼を受けての講演会

防災庁の設置に向けて

- 火山防災対策への定量的弱部分分析の反映について

火山防災対策への定量的弱部分分析の反映について

【背景】

防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)に関連する国会審議において、「防災庁設置法案及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」として以下が付された。

(前略)

富士山の噴火を始めとする火山防災対策については、関係府省庁及び地方公共団体による総合的な対策が重要となることから、防災庁が司令塔として、関係機関との緊密な連携及び円滑な調整に努めるとともに、平時のリスク評価に基づく事前防災から噴火時の応急対応に至るまで、実効性のある対策の立案及び実施を図ること。

(後略)

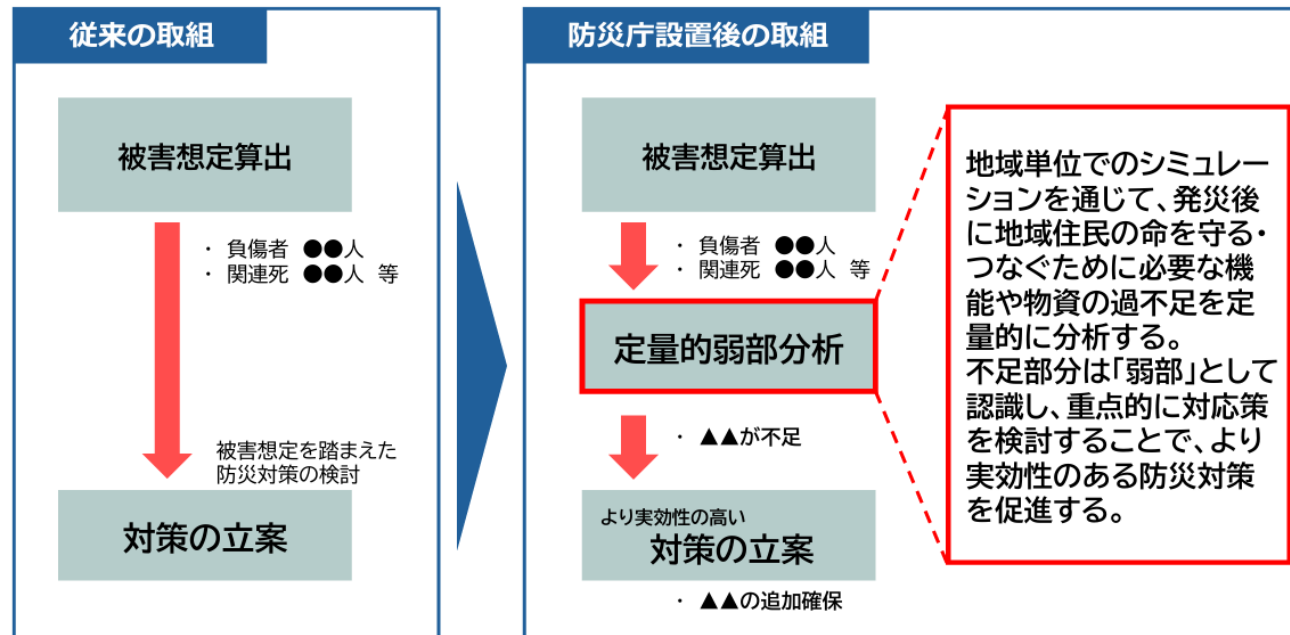
リスク評価について、現在、内閣府防災では「大規模地震防災対策推進検討会」の下に「定量的弱部分分析手法等検討会」を設置し、地震災害に関するリスク評価の検討を進めているが、附帯決議を踏まえ、防災庁としては火山災害のリスク評価(定量的弱部分分析)についても取り組む必要があると考える。

定量的弱部分析とは

定量的弱部分析とは、防災計画の実行過程を具体的な対応フローとして設定し、想定される外力に対して、当該対応フローの遂行に必要な人的・物的資源を数値化し、課題を定量的に分析した上で、関係者間で対策の議論を重ねながら創意工夫を行い、自助・共助・公助の組み合わせによる実効性の高い施策を立案する手法である。

本分析では、各対応工程の達成度や資源の充足状況を定量的に評価することで、計画の円滑な実行を阻害する要因を明確化し、ボトルネックとなる弱部を特定することを目的とする。

また、定量的弱部分析の実施により、ボトルネックとなる弱部を可視化し、優先的に講ずべき対策の検討を図ることで、防災対策の実効性向上を目指すものである。



定量的弱部分析ガイドライン(案)より

<https://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/jakubu-guideline2607.pdf>